

## こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた施行的事業について

### 1 事業目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に教育・保育施設を利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施するもの

### 2 期待される効果

- ・ 子どもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られる
- ・ 子どもにとって年齢の近い子どもとの関わりは、社会情緒的な発達への効果的な影響がある
- ・ 孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減
- ・ 保護者が専門職から子どもの良いところや成長を聞くことができ、子どもを見守る人がいると感じたりすることで、子どもと保護者の関係性や子どもの育ちに良い影響が出る
- ・ 利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握につながる など

### 3 対象となるこども

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象

認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外

### 4 事業内容

#### ○利用方法と実施方法

定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市や事業所において利用方法を選択して実施する。

また、実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施

- ・ 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施
- ・ 集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。
- ・ 対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。
- ・ 事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市に報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携に努める。

#### ○検証

本事業は、本格実施を見据えた試行的事業であるため、実施する事業所においては、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行う。

### 5 スケジュール

- ・ 令和6年1月～3月 具体的な制度設計、委託業者（園）との調整
- ・ 令和6年4月～6月 本事業の対象児童への周知、認定開始
- ・ 令和6年7月～3月 児童の受入れ

# 一時預かり事業との関係（こども家庭庁 論点整理）

区分	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称）として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助（委託）事業	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（仮）」
実施自治体	自治体の任意（1,269自治体で実施）	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	<p>①<u>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児</u>            ②<u>子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児</u>            について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、<u>一時的に預かり、必要な保護を行う事業</u></p>	<p>全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、<u>全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず</u>形での支援を強化するため、  <u>0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用</u>できる新たな通園給付</p>
利用方法	<b>佐賀市：市の定めた利用制限の範囲内で、利用方法については事業所の方針に委ねる</b>	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	<p>利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設定  <b>佐賀市：週3日、月14日以内の制限</b></p>	<p>月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用            ※試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限</p>
利用料	<p>事業所が直接徴収することが基本  <b>佐賀市：1,800円/1日、1,000円/半日（減免なし）</b></p>	<p>事業所が直接徴収することを想定            ※一時預かり事業と同水準を想定            ※試行的事業では1時間あたり300円程度を標準（減免あり）</p>
契約・予約方法	<p>事業所との直接契約  <b>佐賀市：毎月末にどの児童がいつ利用したか報告を受けている</b></p>	<p>事業所との直接契約を想定            ※予約システム（国で検討中）を活用することを基本</p>
実施方法	一般型、余裕活用型	一時預かり事業における一般型、余裕活用型を想定